

平成 23 年 12 月 16 日

指定管理者の指定について  
(練馬区立男女共同参画センター)

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立男女共同参画センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北四丁目11番7号

(3) 代表者

理事長 大塚 國敏

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成23年4月27日	第1回指定管理者選定小委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)
5月20日	平成23年度第1回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議)
6月28日	平成23年第二回練馬区議会定例会 (練馬区立男女共同参画センター条例改正案議決)
6月29日	第2回指定管理者選定小委員会 (募集要項・補足説明書の審議)
7月13日	第3回指定管理者選定小委員会 (募集要項・補足説明書の審議)
8月1日	ねりま区報およびホームページで公募、募集要項配布開始
8月17日	募集説明会（参加団体数8）
8月25日	応募書類受付（応募団体数3）

～9月1日

- 9月6日 経営診断委託
- 10月3日 第4回指定管理者選定小委員会  
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
- 10月7日 第5回指定管理者選定小委員会  
(応募団体の評価、採点)
- 11月4日 平成23年度第2回指定管理者選定委員会  
(応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

## 5 選定の理由

応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立男女共同参画センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

経営診断の結果、自主運営能力および資金力は平均的である。また、借入金の返済能力は問題なく、全体として平均的な状況にあると診断されており、長期的に安定した事業活動が可能である。

### (2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報セキュリティポリシー規程が適正に整備されている。また、情報公開規程が整備されており、これらに基づいて、機関紙やホームページなどで事業報告・会計報告を公開していることから、団体運営の透明性・公正性は確保されている。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

社会保険労務士の指導・助言を仰ぎながら、給与規程および就業規程を整備しており、これに基づく運用が適切に行われている。センター従事職員12名のうち8名を女性とするなど、女性職員の活用に積極的である。

### (4) 運営実績

平成18年度から平成23年度まで6年間、練馬区立男女共同参画センターの指定管理者として施設の利用承認および維持管理運営を行い、さらに平成20年度から平成22年度まで練馬区立勤労福祉会館の指定管理者として事業実施を含む指定管理業務の良好な運営実績を積み重ねている。平成23年度以降も勤労福祉会館の指定管理者に選定されている。その実施状況、危機管理マニュアルなど内部規定の整備状況等から、今後も公平、公正かつ着実な管理運営が期待できる。

(5) 効率的運営・効率化への取組

人員配置および再委託において適正な事業計画・資金計画を有している。また、法人独自に、日頃からセンター利用団体等の月毎の活動状況が一覧できるイベントカレンダーを発行し、利用者の利便性向上を図っている。施設面では、快適な利用環境維持と節電のため緑のカーテン増設や屋上緑化などに取り組んでおり、効率的運営と経費節減への取組姿勢は積極的である。

(6) 受託への熱意・意欲

障害者福祉の推進等を図ることを目的として設立されており、その後、男女共同参画社会の推進を図ることを定款に加えている。人権尊重の理念に立ち様々な配慮を行っている。施設利用者に適切に対応しており、区民サービスの一層の向上を図ることが期待できる。

また、良好な施設管理運営の経験を生かし、サービス向上、経費節減等を図る提案があることなど、受託への熱意・意欲が十分に見られる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

毎日、当日の担当者が施設の状況について点検するなど、危機管理マニュアルに基づいて、安全管理を行っている。また、従事職員全員に救命講習受講者を充てるなど、危機管理に関する継続的な取組の提案がある。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、現在のサービス水準を維持するため、指定管理業務の運営実績のノウハウを生かす提案がある。また、屋上緑化や緑のカーテンづくりに取り組み、環境負荷の低減に努めている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者やセンター運営委員会委員の意見を改善に結び付けている。サービスの維持・向上に向けた取組の平成23年度モニタリングにおける評価は優である。過去5年間の利用者アンケートでは、「期待以上だった」、「特に問題はなかった」の評価が85%以上である。センター運営委員会管理運営状況評価では、窓口サービスについて、87.5%が「特に良い」、「良い」という評価であることなど、今後も施設利用者に対し適切に対応できる能力を有している。

(10) 職員の配置・育成

受託業務の重要性を認識し、男女共同参画に係る相当の知識および経験を有する者として、埼玉県男女共同参画センター事業専門員として勤務し国際女性の地位協会理事である者を配置するとしている。この配置予定者は、区民である。また、元練馬区男女共同参画推進懇談会委員の経験もあり、これまでのセンターの経緯も熟知している。

定期的に内外の研修会に参加し、臨時休館日を全員が揃う日として、男女共同参画に関する研修会の日と位置づけるなど、研修の重要性を認識している。

#### (11) 団体の理念・姿勢

「すべての人間の尊厳を踏まえた共生社会の実現」という法人理念を実現するため、障害者などの生活支援活動と就労促進支援事業を行うことや、男女共同参画社会の推進を図ることを定款に盛り込んでいる。また、法人独自のホームページや機関紙、チャリティ音楽会などにより、団体の理念等をPRし、周知を図っている。

#### (12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

平成14年に設立された区内事業者である。現センター従事職員の区民雇用割合は100%であり、今後も、区民の雇用に推進していく考えである。維持管理の再委託は、区内業者を優先し、文具・消耗品も区内事業者からの購入の考えである。

#### (13) 男女共同参画の推進に係る学習および相互交流の機会の提供への取組

区が実施している区内団体等から企画・実施を公募する区民企画講座事業を継続・充実していく考えである。また、全国女性会館協議会に入会し、最新情報を収集し、事業運営に反映していくとしている。

有為で具体的な提案として、①ミニフェスティバルの開催、②地域リーダー育成、③えーるしゃべり場の開催、④フェイスブックを利用したセンター独自のホームページの立ち上げ、⑤えーるサポートスタッフ制度(有償ボランティア)の構築など、新規事業を提案している。

また、地域における男女共同参画社会の実現に向け、地域リーダーなどとの情報交換の場づくりや各種団体との交流活動により、男女共同参画社会づくりの意識啓発およびその基盤整備を積極的に行うとする提案がある。

### 6 問い合わせ先

総務部人権・男女共同参画課男女共同参画担当係

電話 03-5984-4518

FAX 03-3993-1195

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
<b>2 団体運営の透明性・公正性</b> (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の努力義務の遵守およびこれらの法に関する国の指針に基づく取組の有無（注：法律名は略称）、その他労働関係法令等の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	5点	4点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 職員の配置・育成</b> (1) 男女共同参画に係る相当の知識および経験を有するものの配置 (2) 職員に対する研修体制	10点	8点
<b>11 団体の理念・姿勢</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
<b>12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等</b> (1) 区内事業者である。 (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	15点	15点
<b>13 男女共同参画の推進に係る学習および相互交流の機会の提供への取組</b> (1) 区の男女共同参画計画への理解 (2) 各種講座事業実施についての工夫 (3) フェスティバル事業実施についての工夫 (4) 新たな提案の有無	10点	8点
<b>合 計</b>	100点	80点